

中部地方
初の

適格消費者団体！

弁護士 小田 典靖

NPO法人あいち消費者被害防止ネットワーク（通称：ACネット）が平成22年4月、適格消費者団体に認定された。

適格消費者団体と言っても馴染みのない言葉なので少し解説すると、平成19年6月から施行された消費者契約法により、一定の要件を満たす消費者団体であれば、団体自体が事業者による不当な勧誘行為や不当な約款の差し止めを請求するための裁判を提起することができるようになった。従前、消費者被害の予防は行政の役割とされてきたが、その一部を消費者団体にも担わせるという試みである。この差止請求訴訟を提起することができる消費者団

体を適格消費者団体と言い、適格消費者団体による差止請求は、その後、景品表示法、特定商取引法の分野にも適用されるようになっていく。ACネットは全国では9番目、中部地方では初めて、適格消費者団体に認定されたのである。

昨年、消費者庁・消費者委員会が設置され、消費者目線の行政がスタートすることになったが、それはあくまでも中央省庁における話に過ぎず、地方における消費者行政が改革される目処は立っていない。むしろ自立した消費者による適切な選択が重視される傾向が強まっており、行政による消費者保護は減退する危険性がある。そのような状況下であるため、消費者団体、とくに差止請求訴訟を提起できる適格消費者団体の役割はますます重要になりつつあると言える。今後、ACネットが、与えられた役割を果たすことを期待したいと思う。

